

指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開要綱

(目的)

第 1 この要綱は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「情報公開 条例」という。）の趣旨に基づき、指定管理者アメニス夢の島グループ（以下「当 指定管理者」という。）において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを 目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、「文書」とは、当指定管理者構成企業の役員及び従業員（以下 「社員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電 磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方 式で作られた記録をいう。）であって、社員等が組織的に用いるものとして、当指定管理 者が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

2 この要綱において、「開示」とは、第 5 から第 19 までの定めるところにより、文書（この要綱の施行の日以後に職務上作成し、又は取得した文書に限るものとし、その写し を含む。）について、閲覧、視聴又は写しの交付等を行うことをいう。

(この要綱の解釈及び運用)

第 3 当指定管理者は、この要綱の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行うものとする。

(適正な申出及び使用)

第 4 この要綱の定めるところにより文書の開示を申し出ようとするものは、情報公開条 例の趣旨に鑑み、適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(文書の開示の申出ができるもの)

第 5 何人も、当指定管理者に対して文書の開示を申し出ることができる。

(開示の申出方法)

第 6 文書の開示の申出（以下「開示申出」という。）は、当指定管理者に対して、書面（以下「開示申出書」という。）を提出してするものとする。なお、開示申出書の様式 は、別に定めるとおりとする。

2 当指定管理者は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした もの（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めること とし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示申出に応じないことができる。

(開示申出書の受付)

第 7 開示申出書の受付は、夢の島熱帯植物館管理事務所において行う。

2 前項の部署以外の部署に開示申出書が提出されたときは、当該部署は、当該開示申出書を受け付けた上で直ちに夢の島公園アーチェリー場に回付する。

3 代表企業の統括責任者は、開示申出書に形式上の不備がないと認めるとき、又は第 6 第 2 項により形式上の不備が補正されたときは、開示申出に係る文書を所管する部署に、当該開示申出書を回付する。

(文書の原則開示)

第 8 当指定管理者は、開示申出に係る文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書を 開示するものとする。

(1)法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
(2)個人に関する情報（(7) 及び (8) に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に 関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を 識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情 報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員 をいう。ただし、国、東京都及び他の地方公共団体から当指定管理者に派遣されている者 を除く。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当 該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)法人その他の団体（東京都及び当指定管理者自身を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地 位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報 ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生 活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

(4)公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、 犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5)当指定管理者並びに国、東京都及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審 議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損われるおそれ、不当に当指定管理者の構成企業の株主、債権 者若しくは都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは 不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6)技術上又は営業上その他の当指定管理者の業務に関する情報であって、公にすること により、当指定管理者の構成企業の株主及び債権者の利益を害するおそれ並びに次に掲げるおそれその他当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、当指定管理者、国、東京都又は他の地方公共 団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ロ 調査研究事業に関し、その遂行に支障を及ぼすおそれ

ハ 公にすることにより当指定管理者における適正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれ

(7)特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定 個人情報をいう。）

(8)番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの

(文書の一部開示)

第 9 当指定管理者は、開示申出に係る文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示するものとする。 2 開示申出に係る文書に第 8 (2) の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合について、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を準用する。

(文書の存否に関する情報)

第 10 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当指定管理者は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第 11 当指定管理者は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を別に定める様式により通知するものとする。

2 当指定管理者は、開示申出に係る文書の全部を開示しないとき（第 10 の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を別に定める様式により通知するものとする。

(開示決定等の手続)

第 12 第 11 第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）に関する手続は、開示申出に係る文書を所管する部署が所管するものとする。

(開示決定等の期限)

第 13 開示決定等は、開示申出があった日から原則として 14 日以内に行うものとする。ただし、第 6 第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 当指定管理者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、60 日以内に決定するよう努めるものとする。

(理由付記)

第 14 当指定管理者は、第 11 第 1 項又は第 2 項により開示申出に係る文書の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、第 11 第 1 項又は第 2 項に定める書面によりその理由を示すものとする。

(第三者に対する意見を述べる機会の付与)

第 15 開示申出に係る文書に当指定管理者及び開示申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当指定管理者は、開示決定等に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(文書の開示の方法)

第 16 文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声が記録された電磁的記録にあっては閲覧に代えて視聴）で別に定める方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法による文書の開示にあっては、当指定管理者は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書の写しによりこれを行うことができる。

（他の制度等との調整）

第 17 当指定管理者は、法令又は条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書については、文書の開示をしないものとする。

（費用の負担）

第 18 第 16 の規定により文書の開示を写しの交付の方法により行うときは、開示申出者に対し、別に定めるところにより、費用の負担を求める。

（異議の申出）

第 19 開示申出者は、開示決定等について不服があるときは、当指定管理者に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）ができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内 にしなければならない。

3 第 1 項の異議申出があった場合は、当指定管理者は、当該異議申出の対象となった開示決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面によりするものとする。

4 前項の回答に係る決定は、異議申出が第 2 項の期間の経過後になされたものである等 明らかに不適切なものであるときを除き、原則として、アメニス夢の島グループ情報公開審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上とするものとする。

5 審査会は、グループを構成する企業の合意に基づき代表企業内に置くものとし、その 組織、委員の任命方法、会議の運営方法、意見を述べる方法その他必要な事項については、別に定める。この場合において、異議申出のある都度、審査会を置くことを妨げない。

（情報提供）

第 20 当指定管理者は、東京都の求めに応じ、次に掲げる情報について、都民情報ルーム、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館で一般の閲覧に供するとともに、東京都 が設けるインターネットホームページにおいて情報提供を行う。

（1）事業概要

2 当指定管理者は、前項に掲げる情報については、常に最新のものを提供するよう努めるものとする。

（文書の管理）

第 21 当指定管理者は、文書を適正に管理するものとする。

附則 この要綱は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。

開 示 申 出 書

年 月 日

指定管理者アメニス夢の島グループ統括責任者 殿

開示申出者

氏 名

郵便番号

住 所

電 話

(法人その他の団体にあつてはその名称、
事務所等の所在地及び代表者の氏名)

連絡先 氏 名

電 話

指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開要綱第6第1項の規定に基づき、次のとおり開示の申出をします。

1 開示申出に係る文書の件名 又は内容	
2 指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開要綱 第5に規定する公文書の開示の申出ができるものの区分 (該当するものを一つ○で囲み、() 内に該当する事項を記載してください。)	(1)東京都の区域内に住所を有する者 (2)東京都の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 (事務所等の名称 所在地) (3)東京都の区域内に事務所又は事業所に勤務する者 (事務所等の名称 所在地) (4)東京都の区域内に存する学校に在学する者 (学校の名称 所在地) (5)(1)から(4)までに該当しない者
3 公文書の開示を必要とする 理由 (該当するものを一つ○で囲み、() 内にその理由を記載してください。 上記2で (5) を選択した 場合は、必ず記入する必要があります。)	(1)調査・研究 (2)取材 (3)学習・勉強 (4)争訟 (5)その他 ()
4 開示の区分 (希望する開示 方法を○で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付
5 備 考 (記載しないでください。)	夢の島公園アーチェリー場 電話 03(3522)1588

第 号
年 月 日

開 示 決 定 通 知 書

様

指定管理者アメニス夢の島グループ統括責任者

年 月 日付の開示申出について、指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開 要綱第11第1項の規定により
文書の全部を開示することに決定したので通知します。

1 文書の件名			
2 文書の開示をする日時 及び場所 日 時 場 所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
3 開示の方法			
4 事務担当	夢の島公園アーチェリー場 電話 03(3522)0283		
5 備 考			

注 この通知書をご持参の上、指定の日時においでください。 なお、上記の日時に来られない場合は、
事前にその旨を電話等で事務担当まで連絡してくだ さい。

第 号
年 月 日

一 部 開 示 決 定 通 知 書

様

指定管理者アメニス夢の島グループ統括責任者

年 月 日付の開示申出について、指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開 要綱第11第1項の規定により文書の一部を開示することに決定したので通知します。

1 文書の件名			
2 文書の開示をする日時 及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
3 開示の方法			
4 開示しない部分並びに 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠	指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開要綱第8 第 号に該当		
5 事務担当	夢の島公園アーチェリー場 電話 03(3522)0283		
6 備 考			

注1 この通知書をご持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当まで連絡してください。

2 この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、指定管理者アメニス夢の島グループに対して異議申立をすることができます。

第 号
年 月 日

非 開 示 決 定 通 知 書

様
指定管理者アメニス夢の島グループ統括責任者

年 月 日付の開示申出について、指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開 要綱第11第1項の規定により文書の全部を非開示することに決定したので通知します。

1 文書の件名	
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠	指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開要綱第8 第 号に該当
3 事務担当	夢の島公園アーチェリー場 電話 03(3522)0283
4 備 考	

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、指定管理者アメニス夢の島グループに対して異議申立をすることができます。

第 号
年 月 日

開 示 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書

様

指定管理者アメニス夢の島グループ統括責任者

年 月 日付の開示申出について、指定管理者アメニス夢の島グループ情報公開 要綱第13第2項の規定により、次のとおり開示期間の延長をしたので通知します。

1 文書の件名	
2 指定管理者アメニス夢の島グループ情報 公開要綱第13第1項の 規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 延長の理由	
5 事務担当	夢の島公園アーチェリー場 電話 03(3522)0283
6 備 考	

別表（第 18 関係）

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、図面及び写真		写し（単色刷り）1 枚につき 10 円	写し交付のとき。
		写し（多色刷り）1 枚につき 20 円	写し交付のとき。
		スキャナにより読み取ってで きた電磁的記録を複写した光 ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径 120 ミリメー トルの光ディスクの再生装置 で再生することが可能なもの に限る。以下同じ。） 1 枚につき 100 円	写し交付のとき。
フィルム	マイクロフィルム	印刷物として出力したもの（単色刷り）1 枚につき 10 円	写し交付のとき。
		印刷物として出力したもの（多色刷り）1 枚につき 20 円	写し交付のとき。
電磁的記録	ビデオテープ	複写したビデオテープ 1 巻につき 290 円	写し交付のとき。
	録音テープ	複写した録音テープ 1 巻につき 150 円	写し交付のとき。
	その他の電磁的記録 （パーソナルコンピュ ータで作成されたもの に限る。）	印刷物として出力したもの（単色刷り）1 枚につき 10 円	写し交付のとき。
		印刷物として出力したもの（多色刷り）1 枚につき 20 円	写し交付のとき。
		複写したフロッピーディスク 1 枚につき 100 円	写し交付のとき。